

# 拡充される子育て支援策

知らなきや損する

出産育児一時金の支給額が4月から原則42万円から50万円に増額されるなど、子育て支援策が拡充されます。

妊娠・出産は、病気ではないので、原則健康保険の適用外です。妊娠の確認から出産までの妊婦健診については、14回を目安に助成があります。出産を経験した複数の相談者の話では、病院への出産費用の支払いは42万円（産科医療補償制度に加入している医療機関の場合）を超えているので、「50万円に増額になっても出産費用の請求額の方が多くなるのでは」と心配する声が聴かれました。今回の増額の財源は、後期高齢者医療制度の保険料上限額の引き上げによって、ねん出するようです。

出産では、帝王切開や吸引分娩などは通常分娩ではないので、健康保険の適用になり、自己負担は3割で、高額療養費が利用でき、出産育児一金も支給されます。民間の医療保険に加入していれば、入院給付金や手術給付金が支給されます。

不妊治療については、2022年4月から健康保険の適用になったので3割負担で高額療養費も利用できます。保険診療と先進医療とを併用した高度な治療もあります。不妊治療費については、国や市の助成制度などもあり、先進医療の場合は、民間の医療保険に「先進医療特約」を付帯していると、給付金が支払われる場合がありますので、保険会社に尋ねましょう。

妊娠・出産に係る費用は、所得税・住民税の医療費控除の対象です。ただし、出産育児一時金や医療保険からの給付金は差し引く必要があります。また、「出産・子育て応援給付金」という支援制度もあり、金沢

## 主な出産・子育てに関する制度

- 出産育児一時金
- 妊婦検診助成
- 不妊治療費助成制度
- 子育て医療助成金
- 児童手当
- 出産手当金
- 育児休業給付金
- プレミアムパスポート
- 出産・子育て応援給付金
- 保育料無料化
- マイ保育園制度
- 保育サービス
- 医療費控除
- 高額療養費
- 民間の医療保険
- 先進医療特約

市の場合、2月15日以降に妊娠届出をした妊婦に対して、「出産応援給付金」として1回の妊娠につき5万円が支給されます。また、出生した子供に対して、子ども1人につき5万円が養育者に支給されます。

妊婦が健康保険の被保険者の場合、産前・産後の休業では、出産手当金が、その後、原則子どもが1歳までの育休期間中は雇用保険からは育児休業給付金が支給され、3歳までの育休期間中は、健康保険と年金の社会保険料が本人も会社も免除になります。その他にも、0歳から中学卒業まで支給される児童手当、3歳から5歳までの保育料無料化などもあります。

子育て、住宅取得、医療、介護など、国や県や市による、いろいろな制度を私たちは利用できるのです。知らないで損することがないように、上手に利用して賢くマネープランを立てていきましょう。



暮らしのマネープラン相談センター・所長  
サードファイブファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

いしかわ暮らしのマネープラン

## あなたの暮らしと財産を守るパートナー

- **時間相談** …… 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円  
教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます
- **マイホーム相談** …… 33,000円  
無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます
- **退職マネープラン相談** …… 33,000円  
退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます

